

平成31年度

第1回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第1回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月5日（金）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 8人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	9番	石井利和

欠席委員 2人

	2番	宮内純一
	8番	石井文夫

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

	1番	武藤 晃
	3番	石井克己
	4番	梶尾彌一
	5番	大滝與鷹
	6番	平田秀行

欠席委員 1人

	2番	石井喜美江
--	----	-------

## 5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	6 件
議案第2号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1 件
議案第3号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1 件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1 件
議案第5号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (20年確定分)	3 件
議案第6号	平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について	6 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	28 件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について 事務局長専決分	2 件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2 件

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 河崎 学

副主幹 福田 哲

副主幹 田中 恒平

## 7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、平成31年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宮内純一委員、石井文夫委員、石井喜美江推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中8名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>農政班は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、6件でございます。</p> <p>(1)の申請について、議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月22日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は31平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、敷地の拡張を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに(2)の申請について、議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月22日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は522平方メートル外3筆で、合計面積は1,403平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに(3)及び(4)の申請について、関連いたしますので、一括して説明いたします。議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月22日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は(3)が2,314平方メートル、(4)が52平方メートルで、合計面積は2,366平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに(5)の申請について、議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月22日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は496平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分住宅を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに(6)の申請について、議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月22日でございます。</p>
------------	--

<p>議長</p>	<p>申請地は下貝塚で、地目は畑、面積は234平方メートル外2筆で、合計面積は1,224平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成31年3月29日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、JAいちかわ経済センターの北東側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロック及びスチールフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>申請地はコンクリート舗装とし、雨水については、前面道路側溝へ放流とするものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>つぎに(2)の申請地は、JAいちかわ経済センターの北西側、概ね200メートルに位置し、現況は梅畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地、また一部については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p>

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリート土留及び鉄板囲いを設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

申請地は砕石敷きとし、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

つぎに（３）及び（４）の申請地は、県立市川特別支援学校の東側、概ね150メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

申請地はコンクリート舗装とし、雨水については、敷地内のU字側溝に集水し、隣接する水路へ放流するものでございます。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

（５）の申請地は、百合台小学校北側道路向かいに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。

汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、宅地内で一時貯留し、オリフィス柵にて流量調整後、汚水と併せて前面道路側溝へ放流するものでございます。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

	<p>(6)の申請地は、下貝塚中学校の北側、概ね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲の既存の生垣の内側にコンクリートブロック3段積みをし、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>申請地は砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内に居住する地方公務員の方です。</p> <p>申請地の隣接に土地を所有し居住しておりますが、現在、同居する家族のデイサービスの送迎を道路上で行っておりますが、以前、乗降時に転倒したことがあり危険であるため、自宅敷地を拡張し敷地内で乗降するために申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除を施す</p>

ことから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可あり次第に着工し、完了は、着工後1か月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

(2)の譲受人は、市内に本店を置き、土木工事業を主な事業とする法人です。

申請地は、本店から近く、大型車両の進入が可能であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除を施すことから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可あり次第に着工し、完了は、着工後1か月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

(3)及び(4)の譲受人は、浦安市に本店を置き、土木、建築の設計及び施工を主な事業とする法人です。

申請地は、既存施設に隣接し地続きで使用でき、利便性があることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、金融機関からの融資により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除を施すことから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、本年5月10日に着工し、完了は、同年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

(5)の譲受人は、東京都練馬区に本店を置き、建設業を主な事業とする法人です。

申請地は、学校に近く、住環境が良好であり、過去に近隣で分譲事業をした際、好評であったことから申請に至ったとのこと

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除を施すことから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、本年5月7日に着工し、完了は、同年10月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

(6)の譲受人は、船橋市に本店を置き、建設業を主な事業とする法人です。

譲受人は主に鉄道工事を請け負っておりますが、最近常磐線及び武蔵野線の工事を請負い、船橋市の既存施設からは距離も遠く手狭であるため申請に至ったとのこと

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農

	<p>地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除を施すことから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、本年5月1日に着工し、完了は、同年5月14日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(2)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(3)と(4)については、関連しておりますので、一括してお諮</p>

各 委 員	<p>りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(5)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、(6)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年3月25日でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は、二俣で、地目が畑、面積は99平方メートル、外1筆、合計面積は257平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請なされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、平成31年3月29日に、農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、二俣小学校の東側、概250メートルに位置しております。</p> <p>昭和47年に申請地の一部に店舗兼居宅が建築され、一部には建築年月日不詳の居宅が建築されており、その後、変更、一部取り壊しを経て、現在居宅または共同住宅が建っております。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることが、航空写真により確認できます。</p> <p>固定資産評価額証明書にも現況地目は「宅地」と記載されております。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受け</p>

	<p>ておりません。</p> <p>なお、申請地については、平成31年2月26日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」について、お諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、申請者から、平成31年3月22日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたも</p>

議 長	<p>のでございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は畑、面積は1, 301平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 1番	<p>現地調査は、平成31年3月29日に農地調査班第1班の委員と区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、西部公民館の東側、概ね200メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は28区画を設定し、一区画当たり33.4平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがないと思込まれることから、適切な位置にあるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、承認申請書及び「貸付協定」「貸付規程」の内容に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>審査に際して、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p>

	<p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり24,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、看板及びチラシ配布による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>なお、同法の規定に基づき、農業委員会が特定農地貸付を承認することにより、農地法第3条第1項の許可が不要となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認することに決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の15ページ及び16ページをお願いいたします。</p> <p>平成31年3月14日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 5番	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成31年3月28日に農政調査班第3班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、3筆、合計面積は2,686平方メートルの梨畑で、主に被相続人が農業に従事していましたが、死亡し、相続人である申出人が申請地を管理することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>なお、被相続人の農業従事日数は年間で300日であったことを聴き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p>

各 委 員	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、被相続人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」20年確定分が3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者の方は3名です。</p> <p>平成31年2月26日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p> <p>(1) は、地目「畑」10筆、「山林」1筆、合計面積は16,481平方メートルのうち、15,827平方メートルです。</p> <p>続きまして24ページをお願いいたします。</p> <p>(2) は、地目「畑」13筆、「山林」1筆、合計面積は14,388平方</p>

	<p>メートルのうち、14,190.60平方メートルです。</p> <p>続きまして29ページをお願いいたします。</p> <p>(3)は、地目「畑」11筆、地目「山林」1筆、合計面積は14,652.60平方メートルのうち13,624.48平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>市川税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している</li> <li>2. 自ら農地として使用していない</li> <li>3. 譲渡等により、所有していない</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査報告につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 6番</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。</p> <p>(1)の現地調査は、平成31年3月28日に農政調査班第3班及び区域1を担当する推進委員で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、大町の農家の方です。</p> <p>平成12年1月に適用となりました11筆について、梨畑として利用し適切に肥培管理されておりました。</p> <p>このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>次に(2)の現地調査は、同じく3月28日に農政調査班第3班、区域1及び区域2を担当する推進委員で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、大野町の農家の方です。</p> <p>平成12年5月に適用となりました14筆について、梨畑として利用し適切に肥培管理されておりました。</p>

	<p>このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして(3)の現地調査は、同じく3月28日に農政調査班第3班及び区域1を担当する推進委員で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、大町の農家の方です。</p> <p>平成12年8月に適用となりました12筆について、梨畑として利用し適切に肥培管理されていました。</p> <p>このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」(1)について、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に(2)について、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に（3）について、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について」、6件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 「平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>34ページから45ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成31年3月19日付けで、市川市長より平成31年度第1次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 5番	<p>議案第6号 「平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成31年3月28日に、農政調査班第3班と、区域2、区域3を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

今回は、6件の利用集積計画案がございます。

34ページと35ページをお願いいたします。

(1)は、須和田在住の借り手の方が、宮久保在住の貸し手の方が所有する柏井町の畑1筆、面積727平方メートルにおいて、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。

現況は、露地野菜の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は200日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。

次に、36ページと37ページをお願いいたします。

(2)は、大町在住の借り手の方が、曾谷在住の貸し手の方が所有する柏井町の畑2筆、面積1,050平方メートルにおいて、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。

現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は250日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。

続きまして、38ページから45ページをお願いいたします。

(3)から(6)の借り手の方は、大野町在住の同一人です。

(3)は、大野町在住の貸し手の方が所有する大野町の田3筆、合計面積614平方メートルにおいて、(4)は、曾谷在住の貸し手の方が所有する大野町の田4筆、合計面積1,646平方メートルにおいて、(5)は、南大野在住の貸し手の方が所有する大野町の畑1筆、1,598平方メートルの内、面積693平方メートルにおいて、(6)は、大野町在住の貸し手の方が所有する大野町の畑3筆、合計面積1,562平方メートルにおいて、4か所、いずれも新規に使用貸借を設定するもので、設定期間は1年です。

借り手となる方は、新規就農者で、平成29年から平成30年にかけて、2か所の研修施設等で研修を受け、特に平成29年には農地所有適格法人等で、たい肥作りから出荷までの工程を学びました。

また、各地の農家で指導を受け、農業経営開始に備えて参りました。

今回、農地を所有していないことから、農用地利用集積計画に基づき農地を確保することになったものでございます。

利用期間については、市川市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、新規参入の場合の存続期間は、借用後の利用状況を確認する観点から1年又は2年と規定されており、本市では、使用貸借の設定期

	<p>間は、1年としております。</p> <p>また、借り受け人より「就農計画書」が提出され、所管課であります農業振興課では、就農計画については妥当であるとの見解がなされたことから、対象となった農地を適切に管理することが見込まれております。</p> <p>これらのことから、6件すべて平成31年度第1次農用地利用集積計画について、決定するのが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 4番	<p>年間の賃貸料は公表されないのですか。それともこれから確定するのですか。</p>
事 務 局	<p>6件すべて使用貸借ですので、賃貸料はありません。</p>
議席 9番	<p>新規の方ですが、4か所でどのような物を作るのか、人手はどうするのか、詳しく説明してください。</p>
事 務 局	<p>2か所は田、2か所は露地野菜です。労働力は本人と父親の2人です。</p>
議席 9番	<p>道具はどうするのですか。</p>
議席 5番	<p>貸し手の方が使っていたものなどを利用します。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第6号「平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定」(1)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に(2)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に(3)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に(4)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に(5)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

各 委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に（６）について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第１号「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が３月分２８件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第１号「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>４６ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第４条届出及び農地法第５条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成３１年３月１日から同年３月２９日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第４条の届出は１４件、２１筆、５、１３０．９６平方メートルでございます。</p> <p>また、第５条の届出につきましては、１４件、１６筆、２、６７７平方メートルでございます。</p> <p>第４条と第５条を合せると、２８件、３７筆、転用面積は、７、８０７．９６平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、４７ページから５２ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、事務局長専決分が2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」2件、ご報告いたします。</p> <p>53ページをお願いいたします。</p> <p>1番と2番は、関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>相続が発生した日は、平成30年12月18日で、相続人からは、平成31年3月22日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>54ページをお願いいたします。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>平成31年2月20日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、(1)は南八幡の1筆、面積は106平方メートル、(2)も南八幡の1筆、面積は29平方メートルで、ともに市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>本件に係る申請状況としましては、いずれも転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成31年3月1日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、(1)(2)ともに現況確認の結果に基づき、「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用未届、現況は、(1)は、「専用住宅」、(2)は、「一部通路、一部宅地敷」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成31年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
------------	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 岡本 好夫

---

委 員 石田 まさ子

---